

政務活動費調査検討委員会の開催回数及び検討結果(過去5年分)

令和6年4月1日現在

検討年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	3回	3回	4回	3回
検討結果	<p>●規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月極駐車場代は計上できないものとする。 ・事務所駐車場賃借料について、支出割合の上限は1/2とする。ただし、自己所有の駐車場である場合および自宅兼用事務所の駐車場である場合は計上できないものとする。 ・研修費中の「政党及び政治団体」を「政治資金規正法に定める政治団体」に改める。 <p>●手引書の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所駐車場の賃借料を計上する場合、「賃貸借契約書の写し」等の添付が必要である。 ・杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努める。 ・年会費の支出目的が資料購入を目的とする場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、入会目的など区政との関連性を記載し、出納簿摘要欄には「年会費」を明記する。 ・講師謝礼金については適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容に関する補記や関連資料の提出が必要である。 ・計上年度について定める(交付年度内で実際に支出された経費を対象とする。携帯電話料金、新聞購読料、年会費など継続性のある支出は、交付年度を含む1年分を限度とする。議員の職に就く前の利用実績分は、計上できないものとする。議員の任期内に利用実績があっても、議員の職を辞した後に支出された場合は、計上できないものとする)。 ・区政報告書を郵送や新聞折り込み等で配布する場合は、配布期間や配布部数を明らかにする。 <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区議会ホームページで、政務活動費調査検討委員会の開催回数や規程改正等の検討結果(過去5年分)及び政務活動費専門委員会の委員構成や所管事項等を公開する。 	<p>●手引書の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区議会議員選挙及び杉並区長選挙3か月前程度の時期に、区政報告書を作成・配布する場合は、按分割合について慎重に対処するよう努めるものとする(区政報告会、研修会、講演会等を開催する場合を含む)。 ・区政報告会、住民協議会等を開催する場合、次第や配布資料等、内容が分かる資料の提出が必要である。 	<p>●検討事項について次年度引き続き議論する。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な按分割合を設定することについて ・杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類(出納簿、領収書等)の公開について 	<p>●検討事項について申し送り事項を定め次年度引き続き議論する。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な按分割合を設定することについて ・杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類(出納簿、領収書等)の公開について ・手引書に裁判例を掲載することについて 	<p>●検討事項について次年度引き続き議論する。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・按分の割合(上限)が定められていない経費に対する按分割合を設定することについて ・杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類(出納簿、領収書等)の公開について ・手引書に裁判例を掲載することについて ・事務所自宅兼用の固定電話に係る通信費について

* 検討結果の改正内容: 次年度から適用